

収蔵資料目録情報の管理及び収蔵資料検索システムの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立文書館（以下「当館」という。）で収蔵している資料の目録情報の管理及び埼玉県立文書館収蔵資料検索システム（以下「検索システム」）の運用について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 本要綱で管理する目録情報は、次の表のとおりである。

(1) 行政文書（明治元年～）	(6) 図書・雑誌・行政刊行物
(2) 行政文書（昭和22年～）	(7) 航空写真
(3) 行政文書（歴史的資料）	(8) 地図
(4) 古文書	(9) 戦後報道写真
(5) 県史編さん資料	(10) 文書群の概要

(2) 検索システムとは平成29年2月1日から平成34年1月31日まで稼働する当館の収蔵資料目録情報をインターネットで検索するためのシステムをさす。

(目録情報、検索システムの管理担当者)

第2条 目録情報を管理する担当者（以下「管理担当者」という。）は、「公文書担当」「古文書担当」「史料編さん担当」「地図センター担当」の各担当より1名ずつ選出する。

各担当の管理担当者が管理する目録情報は、次の表のとおりとする。

公文書担当	「行政文書（明治元年～）」、「行政文書（昭和22年～）」、「行政文書（歴史的資料）」、「図書・雑誌・行政刊行物」
古文書担当	「古文書」、「戦後報道写真」、「文書群の概要」
史料編さん担当	「県史編さん資料」、「文書群の概要」
地図センター担当	「航空写真」、「地図」

2 検索システムの設備・機能管理担当者（以下「システム担当」）を主担当、副担当1名ずつ、及び全体統括者（以下「担当リーダー」）1名を選出する。

(管理担当者の所掌事務)

第3条 管理担当者は、前条の管理区分に従い、それぞれ次の所掌事務を行う。

- 1 目録情報を電子データ（EXCEL、CSV）で管理すること。
- 2 職員用の検索システムにアクセスする際の「アカウント」「パスワード」を共有すること。
- 3 公開する目録情報（以下「公開目録データ」という。）を検索システムにデータ登載し、公開すること。
- 4 検索システムに登載しない目録情報（以下「非公開目録データ」という。）をシンクライアント内指定フォルダ（以下「指定フォルダ」という。）に保存し管理すること。
- 5 その他必要な事項。

（目録情報のシステム登載）

第4条 公開目録データの検索システムへの新規登載は、次のルートで回議・決裁後、当該管理担当者が検索システムへ登載する。

（1）管理担当者（起案者）→（2）グループリーダー→（3）システム担当→（4）担当リーダー→（5）総務担当部長→（6）副館長 →（7）館長

- 2 データの新規登録時に当該管理担当者とシステム担当は別紙1の「データ管理簿」に記載する。

（システム登載目録情報の修正）

第5条 公開目録データの修正は、当該グループリーダーの承認を得て管理担当者が実施し、システム担当と確認のうえ、データ管理簿に記載する。ただし、公開目録データにおいて修正の規模が大きいなど、管理担当者とシステム担当及び担当リーダーが判断した場合は、前条1項と同様の手続きで回議を行う。

（システム登載目録情報のバックアップ）

第6条 システム担当が公開目録データのバックアップをデータ登載時に、指定フォルダに保存する。

（全目録情報の保管）

第7条 公開目録データ及び非公開目録データ等を合わせた全目録情報は、指定フォルダに保存し、各管理担当者が保存管理する。

（指定フォルダの管理）

第8条 指定フォルダに保存するデータは下記のとおりとする。

- ア 第6条に規定する検索システムに登載された公開目録データのバックアップ

イ 第7条に規定する全目録データ

- 2 前項イの非公開目録データ等については、当該資料の管理担当者以外は、持ち出し等使用できない。

(その他の目録情報の管理)

第9条 資料整理や管理の必要のため、検索システム及び指定フォルダ以外で保管する目録データは、当該資料の管理担当者を中心に、各担当でセキュリティに留意のうえ、厳重に管理する。

(システム機能変更)

第10条 検索システムの検索機能等を変更する場合は、当該管理担当者、システム担当、担当リーダーの3者により、協議をする。変更内容が検索システム全体に影響を及ぼすと判断される場合には、管理担当者全員を招集して協議する。

- 2 回議及び実施は4条と同じ手続きで行う。

- 3 検索機能を変更した場合、当該管理担当者とシステム担当は別紙2の「検索機能更新管理簿」に記載する。

附 則

この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

